

本市では、平成 28 年 2 月に、他政令市に先がけて「空家等対策計画」を策定し、総合的な空家対策に取り組んできましたが、既存の住宅の老朽化や、少子高齢化の進行等に伴い、今後も空き家の増加が想定されます。よって今回の改定で、相談体制強化と活用促進、管理不全空家への指導等の強化など、課題に対する取組を拡充し、空家等対策のより一層の推進を目指します。

1 横浜市空家等対策計画とは

(1) 計画の概要

本計画は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」第 6 条に規定されており、「横浜市中期 4 か年計画」や、「横浜市住生活基本計画」と連携しています。

空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、地域住民や専門家団体など、多様な主体との連携を基本的な理念とし、居住中の状態から、空家の跡地活用まで、住まいの状態に応じた対策として、「空家化の予防」「空家の流通・活用促進」「管理不全な空家の防止・解消」「空家の跡地活用」を取組の柱としています。

(2) 計画の期間（案）

2018（平成 30）年度から 2027（平成 39）年度までの 10 年間

2 改定の主なポイント

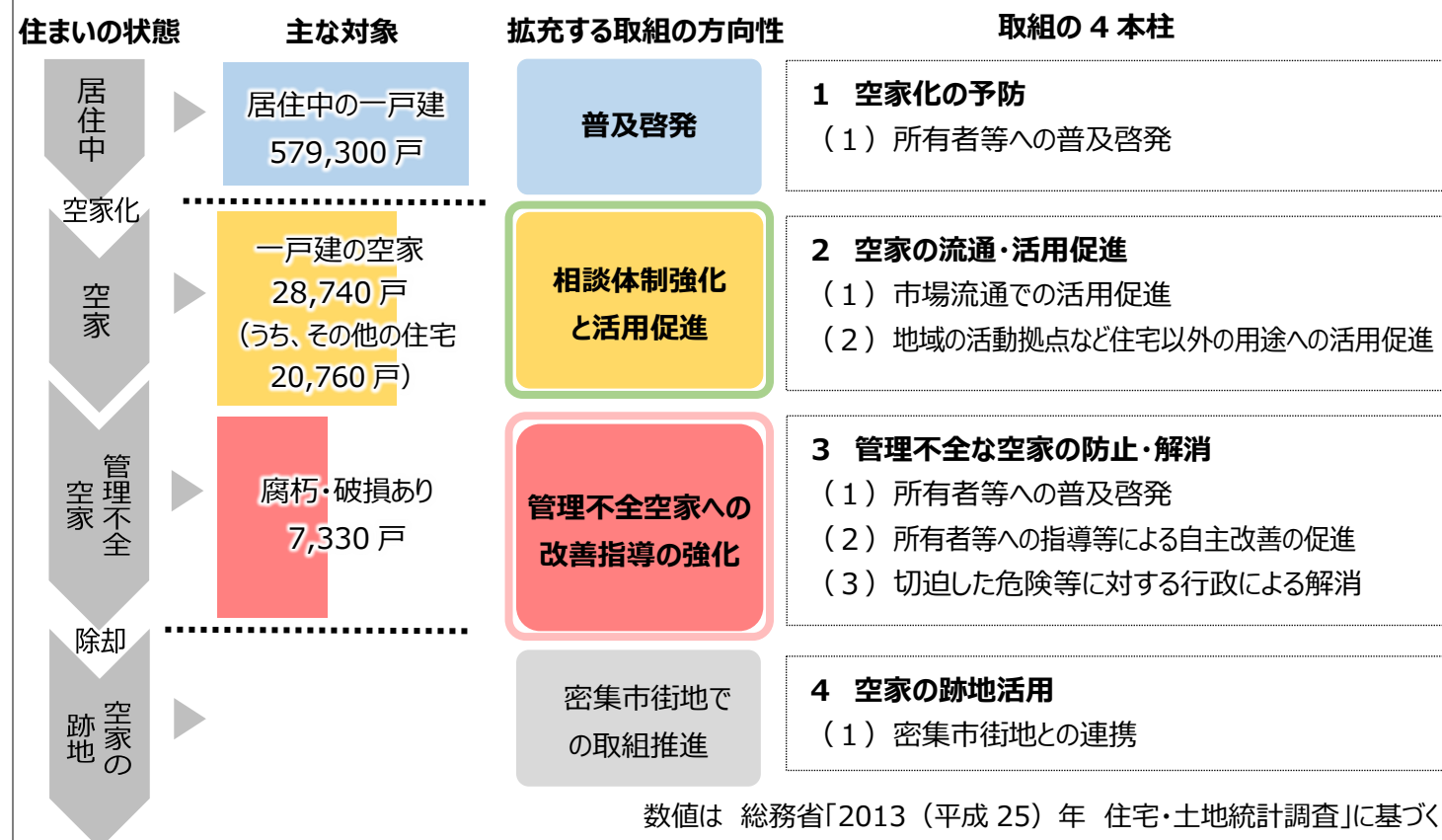
空き家が放置されると、周辺住民の生活環境に対し、防災・防犯上の危険や、衛生環境の悪化、樹木の繁茂などの悪影響が発生し、更には倒壊等による危険も生じます。本市では、こうした管理されない空き家が発生する要因を課題ととらえ、住まいの状態に応じた対策として、拡充する取組の方向性を、以下の通り定めます。

(1) 相談体制強化と活用促進

空き家の増加を抑制するためには、空き家所有者の方が、自発的に流通・活用促進していただくことが重要です。そのため、早期からの普及啓発に加え、流通・活用促進に向けた取組を強化します。

(2) 管理不全空家への指導等の強化

管理不全空家は増加傾向にあり、行政による指導にも係らず改善がされないものもあるため、倒壊等の危険性の高い空家が累積することが懸念されます。よって、指導強化等の新たな対策を進めます。



3 拡充する具体的な取組

(1) 相談体制強化と活用促進

① 専門家団体等と連携した相談体制の強化

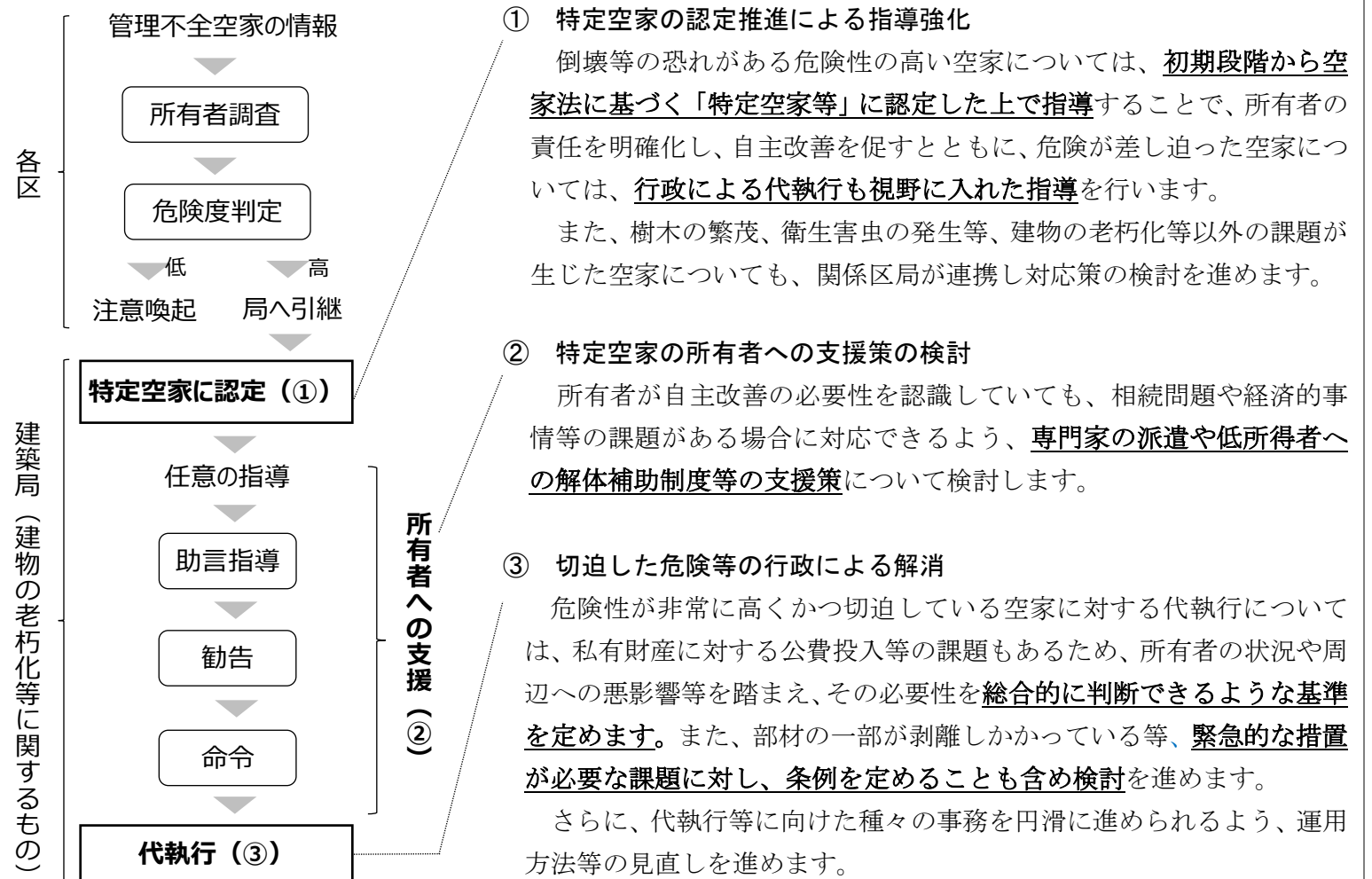
専門家団体等と締結した「空家等対策に関する協定」に基づき、各団体の窓口での相談対応を行っていますが、どこに相談すればいいかわかりづらいといった課題もあります。ついては、空家に関する多岐に渡る相談に対して、適切な相談窓口で対応できるよう、**専門家や相談窓口同士の連携と相談体制を強化**します。

② 地域で空家を活用する方策の実施

現在、まちづくり NPO 等が中心となり、空家の地域活動拠点等への活用に取り組んでいますが、空家所有者と利用希望者の意識の違いや、用途変更に係る手続きの困難さといった課題があります。

ついては、専門家団体や空家等対策協議会のご意見を伺いながら、**空き家の情報を共有し活用へとつなげられるような仕組みや支援策**について、庁内関係部局と検討を進めます。

(2) 管理不全空家への指導等の強化



4 今後のスケジュール

- 平成 30 年 12 月 19 日～平成 31 年 1 月 18 日 市民意見募集を実施
- 平成 31 年 2 月 市会常任委員会（建築・都市整備・道路委員会）にて改定案を報告
- 平成 31 年 2 月 本計画の改定